

松戸市放射能対策協議会 会議記録

- 1 日 時 平成24年8月10日(金)午後3時00分開議
- 2 場 所 第二委員会室
- 3 出席議員 議長 田居照康
副議長 山沢誠
議員 城所正美
議員 末松裕人
議員 桜井秀三
議員 宇津野史行
議員 鈴木大介
議員 山中啓之
議員 二階堂剛
- 4 出席理事者 別紙のとおり
- 5 出席事務局職員 事務局長 小倉智
庶務課長 戸室文男
議事調査課長 染谷稔
議事調査課長補佐 大谷昇
議事調査課長補佐 内海淳
議事調査課主幹 根本真光
議事調査課主査 窪川栄一
議事調査課主任主事 太田敏弘
- 6 会議に付した事件 (1) 東京電力株式会社からの回答について
(2) 松戸市放射能対策協議会からの要望について
(3) その他
- 7 会議の経過及び概要 議長開議宣告
議事
傍聴議員 岩堀研嗣議員
傍聴者 2名

田居照康議長

議題に入る前に議員の変更がありますので報告をいたします。今後、絆からは杉浦幹事長にかわり鈴木議員が出席することになりました。

なお、本日、公明党からは、渡辺幹事長にかわり城所副幹事長が出席をいたします。

(1) 東京電力株式会社からの回答について

田居照康議長

それでは、まず東京電力株式会社からの回答について説明をお願いいたします。

市民環境本部長

本日は、大変お忙しい中を市議会放射能対策協議会、開催いただきありがとうございます。本日は、ただいま議長からありましたとおり、お手元の資料に基づきまして、東京電力に請求したそれに基づく回答、それから、この協議会からの御質問もいただいた件に対する検討、その他につきまして御報告、説明をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

放射能対策課長

それでは案件の1番、東京電力株式会社からの回答について。資料1から資料5により御説明いたします。

まず、資料1でございます。こちらは、6月28日に松戸市から東京電力に対して行った費用請求の文書でございます。主な内容は、7月31日までに書面にて回答することを求める。請求額、2億1,653万4,070円、支払期限、平成24年9月28日というものでございます。

続きまして資料2でございます。資料2は、同じく平成24年6月28日に松戸市より東京電力に対して行いました放射能問題に関する要求。こちらは行動や姿勢等について求めた文書でございます。

続きまして資料3でございます。資料3は、7月31日に東京電力から松戸市に対してありました資料1に対する回答の文書でございます。費用請求に対する回答でございます。

続きまして資料4でございます。こちらは、同じく7月31日に東京電力から松戸市に対してありました資料2に対する回答でございます。これらのやりとりにつきまして、資料5により御説明いたします。

「東京電力株式会社による回答への対応」ということでございます。まず1、放射能対策に要した費用の請求につきまして、こちらは資料3に対する松戸市の対応でございます。資料3の東京電力の回答の概要でございますが、資料3の下から3行でございます。概要といたしまして、今後のスケジュールなどについて準備が整い次第、機会を改めて説明しますといった内容でございます。

これに対しまして、松戸市としての今後の対応でございますが、本市の請求に対する東京電力の7月31日付けの回答では、まず、①本市が平成24年9月28日という支払期限を定めたにもかかわらず、支払期限に対する記載がない。②損害賠償基準策定期日や基準内容の記載がないなど、その具体性が欠如しており、市としては納得できない内容でありました。これらがまず問題点であります。次に、本市の請求書には平成24年7月31日の回答期限を設けており、期限内の回答であったため、この文書についてはひとまず受領いたしましたが、改めてより具体的な回答をするように、今後文書にて要求いたします。

今後要求する文書の概要についてでございます。タイトルといたしましては、「7/31付け回答に対する要求について」。内容でございますが、6月28日付け本市請求に対する7月31日付け東京電力株式会社による回答では、納得できない内容であったため、再度回答を求めます。具体的な項目といたしまして、①損害賠償基準策定期間の明記、②平成24年9月28日（金）という支払期限に対する対応についてでございます。これらについて再度要求するというものでございます。

その他事項といたしまして、今後、市では、近隣市と連携し「損害賠償範囲や手続きに係る基準」など共通項目につきまして、東京電力株式会社に対し、関係市連名で要求していくことを今後検討しております。これは、昨年、各市からそれぞれ東京電力に対して請求しているにもかかわらず、共通している内容として、基準がないので払えない等の回答で、各市、東電の対応に対して全く内容が不十分ということで、意見が一致しております。

続きまして資料5の裏のページでございます。

今後の対応イメージ、上の図でございますが、今後の流れについての想定概要でございます。7月31日にまず東京電力より回答がありました。8月、速やかに要求、これはただいま説明いたしました再要求でございます。これに対して9月、要求に対する回答期限がまずありまして、この再要求に対する回答期限を設けますので、これに対する回答期限の後、想定といたしまして大きく2パターンが想定されます。まず、上の括りでございますが、回答内容といたしまして想定されることは、まず賠償基準策定の時期を示してくるということ。もう一つの想定といたしまして、賠償基準の策定期間など全く不明瞭なパターンで示してくるという、大きく2パターンが考えられます。この後、最初の請求で9月28日に支払期限を設けておりまして、この支払期限が到来の後、まず基準策定――いついつまでに基準を策定いたしますという文言が入ってきた場合につきましては支払いについての協議ということになります。その後、手続に従って支払っていただくという流れがまず一つ想定されるパターンでございます。もう一つ、賠償基準策定の時期を全く示してこなかった場合の想定といたしまして、9月28日の後、この場合は催告、訴訟ということ想定しております。その後、一番右側でございますが、平成26年3月11日、損害賠償請求権の消滅、こちらは民法第724条による時効でございます。その事態が発生したときから時効3年ということで、3年後が平成26年3月11日ということでございます。ただし、米印といたしまして、26年3月11日までに何らかの動きがある場合は、その限りではありません。時効の延長等、手続によってそういう場合もあり得るということでございます。

続きまして2番、放射能問題に関する要求についてでございます。こちらは、資料4の姿勢ですとか行動など文書への対応でございます。こちらの取り扱いといたしましては、東京電力といたしましては資料4の回答を持参してきたわけなんです、内容について、市民に対してどのように謝罪するか、どのような行動を示すかなど具体的な内容が示されていないため、再度見直すよう伝え、こちらについては受け取りを拒否しております。こちらについて今後の対応といたしましては、本市の被害は、緊急要求にも記載しているとおり、放射能対

策に要した費用の負担だけでなく、市民の不安拡大・風評被害・地価の下落や人口減少への影響・事業活動への影響など甚大である。こちらは資料2の文章の下の5行の部分でございますが、こういったことから、24年7月31日付け東京電力による回答では、それらへの具体的な対応が不明瞭であったため、今後、具体的な対応を明記した内容で再提出するよう求めていく所存でございます。

【質 疑】

田居照康議長

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある方。

宇津野史行議員

今これを見させていただいたんで、あんまり深く掘り下げられないんですけど、1点確認させてください。

資料の5、今後のスケジュールについてで、1番目に、費用の請求は、平成23年3月11日から3年間で時効（民法第724条）と書いてあるんですが、次、裏のところにもやはり米印で真ん中より低めのところに、何らかの動きがある場合は、その限りではありません、時効の延長というような言葉で表現されていきました。民法第724条のこの3年間というのは、いわゆる損害賠償の請求権を行使しない場合、行使しないことが3年間続いたら消滅しちゃいますよという話であって、例えば3年に一遍請求すれば消滅しないわけですよ。だから、当然東電側がこの3年間ねばったら勝ちとかそういう話じゃなくて、時効が切れる前に改めて請求をしていくということですよということが1点。それから、併せて民法第724条では20年というもう一つの時効が定められていますよね。これに関しては時効の延長というか、時効の中断ということが想定されない期間です。ということは、ある意味、東電からすれば20年たてば逃げ勝ちなんですよ、それ以降は中断できないわけですから。ですから、これについて20年間何もしないということは当然想定していないでしょうけれども、時効の中断を適宜行っていくんだということを確認させてください。何かここで請求権の消滅なんていうことがバアーンと書かれていると、見た人は「ああ、もうこれで、3年間で時効消滅しちゃうんだ」というふうに誤解しますよ。ちょっとこのあたり表現含めてちゃんと改める。この米印の何らかの動きがある場合じゃなくて、ちゃんと時効の中断をする、請求するとかということをやちゃんとやっていくんだということをや、ちょっと明記すべきじゃないかな、誤解が生じないようにすべきじゃないかなというふうに思います。これについてはどうでしょうか。

放射能対策課長

今の内容につきまして、時効の中断については適宜行いながら、法規担当のほうと十分協議しながら、今後、継続して進めていくという考えでございます。

宇津野史行議員

さっきも言ったとおり、この何か消滅を前面に出しているもので、ちょっとこのあたりは気をつけていただいて。当然3年間でもう責任が逃れてしまうなんていうことが絶対ないような形でお願いしたい。20年たっちゃうとそれすらできないので、もう本当に出足早くですよね。あんまり協議の時間、答えを待っていて、本当に逃げられないような注意を払っていただきたいなというふうに思っております。

二階堂剛議員

資料3の回答文のところの下のほうに、市とかそういうところよりも、明確に個人さまや法人さま、個人事業主さまへの賠償の支払いを最優先に対応させていただいている云々と書いてありますけど、新聞とか報道で、それを大変誠意がないというような話も聞くんですけど、その辺については市としてどの程度東電が個人とやっているのか把握していますか。何かこれで納得しちゃうとよくないと思うんで。やっぱり我々が聞く範囲だと、まさにこういう個人やさまさまなどところに対しても、基準も、それから金額についてもあまり誠意があるようにははっきりわからない、誠意があるとは思えないんですけど。ですから、やっぱりこれらについてもちゃんと反応しながら行政に対してもちゃんとやるようにと言っていないと、何となく今後のスケジュール云々というの、そういうのに手間取っているのもたまたま回答はできませんみたいな形で逃げられちゃうような気がするんですけど、その辺の把握はされている事実がありますか。

放射能対策課長

東電から福島県の対応、それから個人、法人、個人事業主への支払い優先という説明は、口頭での概略説明を受けておりますが、詳細については現在のところ把握しておりません。

二階堂剛議員

できればその辺を今度、詳細をもらっていないと、先ほどの今後のスケジュールの話でもまたごまかされてしまうので、現状どうなっているかをちゃんとその辺も把握していただくように、その資料も請求していただいたらと思うんですけど。よろしく申し上げます。

山中啓之議員

幾つか質問させてください。

まず支払期限について。9月28日を設定した根拠を教えてください。他市の状況も、今、連名でいろいろやられているということでしたけれど、今既に一部の自治体を除いてはあまり支払われていない現状がありますけれども、支払期限を9月28日にしたことがベストだと思われた根拠などがあれば教えてください。

あと、訴訟についてなんですけれども、今回、資料5の裏面見ますと、もう

一回ちょっと回答期限を決めて、時期が不明瞭だった場合は訴訟も考えているという大変強い姿勢を感じたのはいいんですが、こうする目的は何なんでしょう。その強い態度を前面に出すぞ、松戸市は戦うぞというところはもう既に多分市民には伝わっているのかもしれませんが、私は感じるんですけども、かえって訴訟コストが上がったり、かかる不安というか懸念材料はありませんでしょうか。本当にこのやり方がベストなんですか。回答にあるとおり、やはり個人とか事業主さんを優先させていますけど、そちらに悪影響が出ないとか、そうしたことを総合的に判断して訴訟も辞さない構えがよい、要は実を取ることが目的だと思うので、こうやるやり方しかないという思いなのか、ほかもやっているからこうなのか、ちょっと松戸市だけ突出したことをやっているのか。そこら辺のバランス感覚というか姿勢、考え方を教えてください。

三つ目なんですけども、資料5の裏の時期不明瞭というのは、これは時期が、よく行政に対して何年度までに例えば公共施設白書やりますかと言って、2年を目途にやりますかと言ってやらなかった場合、時期は明瞭にしたけれども、その期限までに同じことをやらなかった場合でも訴訟に踏み切るということでしょうか。また時期が近いうちにとかと言われた場合、それは不明瞭と判断するのでしょうか。要は数字でしっかりと明示されない限りは不明瞭と判断するのか。例えば10年以内とか言うんだったら長過ぎるとか、そういう基準は、内側でその訴訟に踏み切る踏み切らないの基準があれば併せて教えてください。

四つ目は広報についてなんですけれども、前回のこの協議会でたしか末松議員だったと思います。末松議員が広報に出したことを指摘されていましたが、今回、請求した段階で広報まつどに載せましたよね。松戸市は東電に対してやりましたと。今後の收拾はどうするんだというようなお話もあったかと思うんですけども、大体の方は東葛版の大手新聞を見ているのでわかっていらっしゃるかもしれませんが、松戸市としてはこの中間報告するのか、あるいはまとまった段階でするのか。松戸市の姿勢がもうこれで読み取ってくれよという考えで広報などに載せるつもりがあるのかなのか、あるいは別の媒体やホームページなどでこの全文を載せるのか、誤解を招かないように市のやっているお考えを一番伝えるベストな方法と考えていること、あるいはもう既に行っていることがありましたら併せて教えてください。

放射能対策課長

まず、1点目の支払期限の根拠でございますが、こちらは9月28日というのは平成23年度分の請求、6月28日に行っております。これから3か月後になるわけですが、上半期に支払いを求めるという姿勢でございます。

次に、訴訟の目的でございますが、資料1のこの請求の根拠が原子力災害の賠償に関する法律第3条第1項、原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずるという規定がございます。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法いわゆる特措法で一義的な責任、事業者ということをやっております、明らかに東京電力に

責任があるということで、松戸市としては本来かかる必要のなかった費用が発生した責任が東京電力にあるということから、全面的に支払いを求めるということで、支払いに応じなかった場合は訴訟で全額支払いを目指すという考え方でございます。

次に、時期が不明瞭の場合ということですが、この時期が不明瞭の基準ということでございますが、こちらはいつ支払われるということが見えてこない限り不明瞭というふうに判断せざるを得ないと考えております。

最後、4点目の質問でございますが、ちょっと広報に載せたということ――今後の中間報告……。

山中啓之議員

今回の件を広報としてどう考えていらっしゃるのか。報告するのもしないのか。

放射能対策課長

現在のところ、この返答があったことに関しましては、ホームページでは公開しております。ただ、広報まつどでの公表というのは、現在のところは予定していません。

山中啓之議員

お答えいただきました。一つ一つわからないので再質問させていただきます。一つ目の9月28日の根拠は、上半期に支払いを求めるということですがけれども、それはこちらのスタンスとしてはわかったんですけれども、それがなぜですかと聞いているんですね。要は切りがいいからというだけなのか、一番支払いやすい何か国の決まりみたいなのを読んで、一番払ってくれる、勝算が高いと判断しているのか。単純に早く欲しい、切りがいいところだからと思っていらっしゃるのかをお聞きしたいです。それが1点目の再質問。

2点目の再質問は、東電が悪いから最終的には訴訟というのはわかりましたが、なぜここで、なぜ今、なぜこの早くというタイミングでかというところにお答えをいただきたいんです。つまり、東電が悪いからすぐ訴訟ということが、この市政と国の関係においてベストなのかどうかということですね。例えば、ほかの市はもうちょっと様子見ているのに、松戸市だけ早くやれ早くやれとつづくことが、果たして本当に国の運営を揺るがさないものなのかなと思ったりもするんです。取り越し苦労かもしれませんが、いただいた資料の3では、もう今やっていると。中段に損害賠償への取り組みを進めているとか、手続を進めていると、皆さんもうメディアで御存じのとおりですけどやっているんですね。ただそれが遅いと。松戸市だけそれを早くやれ早くやれと言って、果たして――だったらいいですけど、相当すごい強硬的な手段のように私は見えるんですけれども、これによってかえって全体の最適化を遅らせるような、ほかの場所、もの、あるいは環境に何か悪い影響やリスクはありませんかというところを心配しているんです。もしそれが無いというならば、もう一発で訴訟しちゃったほうがいいのかもありませんけど、なぜこの時期、また他市の状況など

もわかれば教えてください。それとも、他市なんか気にせず松戸市だけでももうやるんだというのか、他市もそういう雰囲気になっているから松戸市も一緒にやっ払いこうというこの連名の部分に、資料5の一番最下段の各市連名でこの訴訟を考えているのか、松戸市だけなのか。ちょっと市のお考えを教えてください。それが2問目の再質問です。

3問目ですが、時期については、いつ支払うかが見えてきさえすれば、その時期の長い、早い、遅いにかかわらず、明瞭と判断して訴訟はしないというお考えでよろしいのでしょうか。それが3点目です。

4問目の広報は、ホームページではしているが広報まつどでは予定していないと考えますが、一番最終的なその広報まつどに、紙媒体として皆さん注目されていらっしゃるの、新聞の購読数も減っていますから広報まつど頼みの方に、やっぱり最後のどこかの節目で、1回、今回に限らずですけど、報告はするべきだと思うんですね。今回やるかどうかは別として。それはどのタイミングと考えられていらっしゃいますか。例えば訴訟になったら訴訟を起こしましたというのか、それともその結果まで、最後あと1回何かやって最終的な判断だと思われているのか。今の広報のあり方と併せてちょっと教えていただきたいんですけど。以上4点、再質問です。

放射能対策課長

まず1点目、支払いの期限でございますが、これは特別な根拠はございません。任意で3か月ということを設定いたしました。これはあくまでも姿勢を強く示すという意味合いが一番強いものでございます。

次に、この期限の設定ということで、強硬でリスクはないのかということでございますが、こちらにつきましては、期限を設定しているのは松戸市だけで、近隣他市で設定しているところは今のところございません。ただ、他市の状況といたしましては、他市、請求の仕方はさまざまなわけですが、例えば、もうかかったら即請求、あるいは予算ベースでの請求。それから、松戸市の場合は特措法で入ってきた歳入の部分については差し引いて、差額の請求ということですが、その辺、ダブった請求の仕方をしているという状況などもありまして、請求の仕方は各市それぞれであったわけですが。ただ最近、他市と連絡をとって共通して言えることは、東京電力からの対応、返答が明らかに不十分だということについては各市一致しております。他市が請求期限を入れなかったことにつきましても伺ったことはございますが、これについては特に根拠はありませんでした。ということで、9月28日、期限を入れたということも特別な根拠はないんですけど、強い姿勢でございます。ある意味、ちょっと強い意志を相手に伝えたいということが一番大きな意味合いでございます。

3点目でございますが、支払期限、見えてきたら明瞭ということで訴訟は行わないのかということでございますが、まず期日が見えてきた場合につきましては、いついつ基準を設けますということが見えてきた場合につきましては、その費用の支払いに対して交渉手続を行っていくわけですが、基準の金額は支払われるにしても基準外にかかった費用も当然あるわけであって、その部分について松戸市として不足な場合、納得がいかない場合については、その部分に

については支払いを求めて、訴訟ということはあり得ると思われま

す。あと、訴訟を9市で行うかどうかということにつきましては、まず今回他市と連絡をとって意見が一致していることというのは、損害賠償範囲や手続にかかる基準というのが全く見えないということで、この部分については共通の事項でありますので、損害賠償基準について明確にするようにということを連名で要求していくということは検討しております。9市の連携で訴訟するかどうかということにつきましては、現在のところまだその辺については確認はとれておりません。

あと4点目、広報まつどのタイミングでございますが、こちらにつきましては、ある程度内容がもう少しまとまった段階で――まず9月28日という支払いの期限、ここを一たん一区切りとして考えておりますので、このあたりで内容を整理した上でまた公表していこうということを今検討しているところでございます。

山中啓之議員

ありがとうございます。さっきよりわかりやすかったです。

ちなみに9市というのはもう載っていましたよね、ホームページにね。

放射能対策課長

はい。

山中啓之議員

はい、結構です。

放射能対策課長

特措法で汚染状況重点調査地域に指定されたのは県内9市です。

山中啓之議員

わかりました。では、再質問はありませんが、1番目の9月28日の根拠とか、その訴訟のやり方がベストかどうかにつきましては、今のお答えですと特別な根拠はないと。姿勢を強く示す意味合いが強いとおっしゃっていました。よくわかりましたが、姿勢は強く私にとってはあらわれていますが、結果的に実を取れるものがないと思うんです。つまりお金が返ってくるものにならないければ、市民としては市の行政の一部の自己満足と受け取られてしまいかねません。その心配が取るに足りない心配であればいいんですけれども、根拠もないで期限も決めていらっしゃるということですから。本来、我々は被害者なので、国や東電に対してしっかりと請求していくのはもちろんなんですけど、そのやり方というのは非常に重要だと思っています。今後、上位の――上位と言っているのかわかりませんが、国とか行政とは一生付き合っていくものですから、あまり嫌われずにうまくやってほしいなと思うんです。訴訟は未定とのことでしたけど、9市やるなら、松戸市だけ早く支払われるということは私は想定しづらいので、提案とまで言えるかわかりませんが、ちょっと思うのは、やるな

らやはりホットスポットと一緒に、連合でやるべきではないでしょうか。これは本来横並びで同じ対応が必要ですから、金額などは違っても基準などは一緒なんですから、なるべくなら同じ考えを持った人同士が組み合うというのが政治でも行政でもいいやり方だと思いますので、実を取れるように今後も頑張ってください。

末松裕人議員

ちょっと聞いていて心配になってきて、1点単純な質問です。今のその損害賠償基準の策定を向こう側に求めているんですか。今の話だと、何か向こうにつくってもらうことを待っているということのように聞こえたんですけど、そういうことでよろしいんですか。

放射能対策課長

損害賠償基準につきましては、現在、東京電力で策定中でございます。まず、既にできたものというのが、下水道、水道につきましては、もう既に基準ができております。それ以外についても、今、基準を策定していると、支払基準を策定していると……。

末松裕人議員

東電側はね。

放射能対策課長

はい。そういう状況です。

末松裕人議員

市側は、要するに今回請求をしているわけじゃないですか。市としては当然もらえるものだという確信を持って請求しているわけですよね。それと東電の請求の基準がずれたときというのは市としてはどう考えているんですか。

放射能対策課長

ずれたとき、基準から漏れた内容、差金につきましては支払いを求めます。

末松裕人議員

求めていく。

放射能対策課長

ええ。応じない場合は訴訟ということを検討していきます。

下水道について基準ができていないわけなんですけど、認められていない部分もございましては再協議、漏れた部分、差金について既にもう再協議をしております。この認められなかった部分というのは、特に人件費など認められておりませんので、この部分につきましては基準はできていないわけなんですけど、漏れた部分については再協議を行っております。今後についても

同様のことが考えられます。

末松裕人議員

要は、ちょっと心もとないというか、執行部は請求をした以上、請求額を確保するという執行責任が生じていくということをもっと強く持ったほうがいいと思うんです。それで、私はそういうスタンスに立ったときは法的対応も視野に入れて積み上げていくということは大事だと思うんですが、今回もこれ二つ文書を出して、1個は受け取って1個は拒否したと。この行動の違いに何の意味があって、どういう判断があったのかちょっとわからないんですけど、そのこともそうなんですが、トータルで、こういうことを例えば弁護士の先生なんかと相談をして、戦略というかつくり上げていらっしゃるのでしょうか。

放射能対策課長

今回の請求、それからそれに対する回答、そのやりとりにつきましては、弁護士の方には現在のところは相談しておりません。法規担当とはもう既に相談をしながら進めているんですが、今後は必要に応じて弁護士との相談というのは十分に、当然行っていくというふうに考えております。

末松裕人議員

一つ一つ事実として積み上がっていきますから、本気で取ろうと。取り方が難しいのは私も前から問題提起しているところがあります。やっぱり筋を通して自治体として国に請求すべきものはきちんと国に請求をし、東電に請求すべきものはある程度客観性を持たせて、後々たえ得るような形で請求をすべきだと申し上げておりましたけど、今こういう流れがあって。請求した以上確保する責任というのは当然生じていると思うんです。その辺は、やっぱり一つ一つもう少し丁寧に、余計なことかもしれない、お任せをしていることですが、結果がいずれ出ますから、そういうことをしていったほうがよろしいのかなとちょっと思いましたので、そのことだけ申し上げておきます。

鈴木大介議員

端的に1点だけなんですけど、この資料3、東電の回答で、個人さまや法人さま、個人事業主さまへの賠償の支払いを最優先に対応させていただいている状況もあるという文章があるんですけども、大体これが東電のその損害賠償の対応のところと打ち合わせをされているとは思いますが、どれぐらいに終わるかとかいう温度感というのは聞かれているのかなというのがちょっと質問です。

環境担当部長

東電とは賠償センターの所長クラスと、今、調整で情報を集めています。特に、ここで個人さま、法人さま、事業主さま。これは主に福島県がやはり中心でありまして、まだなかなか松戸市のほうにはおりにきていないのが現状です。うちのほうで別に出しました要請文、あちらは松戸でもそういった方たちがい

るんで、そういったところも視野に入れたものを検討してくださいというのを含んだ要請文になっています。

鈴木大介議員

なるほど。

環境担当部長

それで、今後は当然その松戸市に対して、個人事業主、当然その松戸市民から補償センターに相談も行っているはずですよ。そこら辺の情報をきっちり松戸市にも示してくれと、それを含んだ要請をきちんと回答でもらいたいと考えています。

あともう一つが、そうは言いながらも下水道とか水道についてはもう基準を先に決めております。今、情報ですと、灰の保管についてはかなり基準づくりが進んでいるという情報もいただいています。ですから、先ほどから御懸念のある、訴訟に及ぶのかと。その一歩前に、できましたら灰だけでも構いませんので、きちんとした基準を示して、市に払っていただけないか。それを今後東電に強く、これを機会に押していきたいと考えているところでございます。

鈴木大介議員

ありがとうございました。その灰の保管に関する要望というのはすごく喫緊の問題だと思うので、その回答がいただけたのでありがとうございます、頑張ってくださいというのが1点と、恐らくその損害の範囲の判定等による審議会でしたっけ、国のほうで行われている。その中間答申以降どうなっているのか見ていないんですけど、自治体に対する請求権というのが、恐らく特措法の範囲で明記されているというか、それが法的根拠になるというのは聞き及んでいますので、1点ちょっと。だからこそこの資料3、受領したのかなというところもあるんですね。

資料5の、ちょっと要望なんですけど、損害賠償基準策定期期の明記に関してなんですけど、やっぱり東電がどういうふうにやっていくのか、法的根拠はあるんですけど、どういうスケジュールでやっていくのかというのが見えてこないんですね。東電でもともとオール電化の部署にいたのが飛ばされて損害賠償の部署に回された後輩に聞いても、やっぱり順序が中でも上がってこないという話を聞いていますので、ここの要求の項目の①損害賠償基準策定期期の明記に関しては、個人、事業主、公共団体、そういったその各主体のどういうスケジュールで賠償していくのか、もう賠償請求権というのは恐らく自治体にはあるわけですから、そういった全体のスケジュールも含めた要求にできればしていただきたいなというのが要望です。

(2) 松戸市放射能対策協議会からの要望について

田居照康議長

次は、松戸市議会放射能対策協議会からの要望についての説明をお願いいたします。

放射能対策課長

松戸市議会放射能対策協議会からの要望について、資料6により説明をいたします。

まず、前回7月23日に開催されました松戸市議会放射能対策協議会におきまして説明をした後、7月30日付けで松戸市議会放射能対策協議会より意見がございました。

まず1点目でございますが、健康管理対策会議の組織体制に、子供と直接かわりのある教育委員会、保育課、子育て支援課の加入を検討されたいということでございますが、こちらにつきましては松戸市放射能対策協議会の組織体制、こちら4対策会議全体の会議も含めまして、今後、構成を検討していきたいと考えております。

続きまして2点目でございますが、民有地除染の周知方法、広報まつど特集号についてお知らせしたわけですが、他の周知手段の一つとして、小学校、保育所、幼稚園を通じた周知方法についても検討されたいということでございますが、こちらにつきましては小学校、保育所、幼稚園、それぞれの施設を通じまして配付する予定でございます。具体的には、学校は校長会で説明した後配付、保育所は公立、民間とも連絡便で配付、幼稚園につきましては園長会議で説明させていただきまして配付する予定で、関係部署と調整済みでございます。

【質 疑】

宇津野史行議員

まず1点目についてですが、今のお話の回答ですと、「コウセイを検討したい」というふうに書いてあるんですが、「コウセイを検討したい」というのは、つまり現在ある組織体制、健康管理対策会議の組織体制を、こういう担当課を入れるということを検討したいというふうなことでよろしいんですか。「コウセイを検討したい」の「コウセイ」の漢字が、再構成の構成かなとか、どういう漢字で書いて理解すればいいのかわからなかったもので、聞かせてください。

環境担当部長

この放射能対策協議会、できたのが除染計画に合わせてできましたけれども、総合計画の視野で検討したものではありません。総合計画ができた中で、私としても各四つある分科会みたいなものがございますけれども、その構成員自体、もう一度ここで再検討したいなと考えております。その中で、この前、宇津野史行議員の御発言がございました、例えば健康部分に子供の関係部署を入れるとか、そういったものも含めて、ちょっと少しお時間をいただいて、き

ちゃんと検討をしたい。そういった意味での再編成的な意味での検討だと思います。

宇津野史行議員

そうしましたら、少しお時間をいただいてという話が今ちょうど部長さんのほうから出ましたが、どれぐらいを期日に考えますか。

環境担当部長

これは非常にまじめにもう一度構成を考えたいと思っていますけども、ただその間に止まってはいけませんので、現行の部会を引き続きやって、当然そこに参加してほしい部署の方は入ってもらいながら、再度その全体を検討していくというやり方でやりたいと思います。

ただ、そうはいっても何か月もかかってはいけないと思っていますので、多分、予算編成時期前までにはきっちりしたものは――遅過ぎますかね。これ、約束がなかなかしにくいですけど、可及的速やかにとという言葉でよろしければやらせていただきたいと思います。

宇津野史行議員

予算編成前に時期を決めるのは難しいんだという話で、それはよくわかりました。ただ、今、お話があったとおり、では、再構成するまで今までどおりかという話ではなくて、再構成するまでの間でも止まってはまずいので。例えば健康管理の対策の会議をやる中で、今後組み込まれていくであろう部署も今のうちから正式に、再構成される前から参加をしてもらっていくというふうなことでやっていただけるなら実質担保できると思うので、これは本当に大事だと思っています。ぜひもう、次回いつになるんですか、これは。健康対策会議とかは。健康対策会議とかはもう大体どれぐらいのスパンで開かれているものなのかというのがちょっと見えてこないし、結構、毎週開いているんですかとか、1か月に一遍なんですとかというものがあまりよく見えてこないことが1点。

それから、私、予算委員会の中で――違うな、一般質問ですね。協議会の協議内容を公開できないものなのかという話をさせていただいて、これまでは情報公開条例に基づいてちょっと公開できませんよという話があったと思うんですが、それを答弁の中で公開できるものについて、これから進捗管理だったりする部分もあるので、公開できるものについて公開も検討していきたいというような御答弁が返ってきているんですね。そうなってくると、今後この放射能対策協議会について開催はいつなのか、それから、どういったもので、傍聴は可能なのか。そういったものも含めて市民に見せていただきたいと思います。その検討状況についてもお聞かせいただければと思います。

環境担当部長

市のほうの協議会の公開、これについては議会で御答弁差し上げたとおり、進捗管理部分に入ってきたときには多分公開できる場合が多いだろうと、それは今も考えは変わっておりません。ただ、今、まだその進捗管理に入る前の細

かい、例えば保管場所の検討とかそういったものもございますので、今しばらくそこは全面公開という形というのはなかなか難しいんじゃないかと考えています。

ここで、そこら辺すべてが整って、本当にその除染の進捗状況の把握とか見直しとか、そういったところに入ってくれば公開はできると。ただ、実際具体的に公開するとなると、例えば広報で開催の御案内をすとか、そういうのは非常に難しいんじゃないのかなと考えます。ある程度、必要に応じて必要なときに開いている協議会でございますので、公開するにしても情報提供というのがホームページとかそういった電子媒体なり扉に張るという形での公開になってくるんじゃないかと思えます。それにつきましても何かいい工夫ができるかどうか、これからまた検討を進めてまいりたいと思えます。

健康福祉本部審議監

私のほうからは、先ほど質疑がございました健康管理対策会議についての期間、どのぐらいの間隔でということなんですけれども、これは担当課ではある程度間隔を短くやっております、例えば情報収集とかそういうもの等をしていただいております。ただ、この対策会議については、定期的に決まっているわけではないんですけれども、必要に応じてというような形になりますけれども、大体月に一、二回ぐらいかなということでございます。

宇津野史行議員

ありがとうございます。ぜひこの対策会議そのものが、今まで、例えば健康福祉課と人事課と健康福祉本部、企画管理室だとかというところで、ある意味健康福祉本部の部分でかなりカバーせざるを得なかったというか、そこを突破してやらざるを得なかった。ところが、今、部長がお答えになったとおり、ほかの子供の健康に関する課が今後再構成される、正式になる前からでも参加をお願いしていくんだという話を語っていただきましたので、そういった意味では、この担当課の中でのそういったさまざま調査というものも適宜開いていく必要もあると思うんですが、この会議の部分の位置づけを、もう少し、もしかしたら、別に軽んじているとは思いませんが、より重視して、ほかの課、子供の関係をする課との協議という部分をぜひしっかりと進めていただければというふうに思っております。

とりあえず1番については以上です。2番については後ほど考えます。

二階堂剛議員

1番ですけれども、組織の中にその構成を検討していきたいということですが、一番多分子供を持っている方々が心配をしているのは、議会でもよく話がありますが、1歳児、3歳児健診とか、それから就学前とか、あと小・中の健診というのが、それぞれの課によってばらばらになっているので、できればそれを一貫して一つの流れとしてやってほしいと。そういう意味での構成も含めて、内容も含めて検討してほしいという要望ですので、メンバーだけ集まって協議しても、またそれぞれが別の対応をしていたり、違う方法でやって

いたのでは意味がないので、その辺を一貫してできる方法も含めて検討してほしいということでのこの加えてほしいということだと思うんですけど、その辺はそういうふうに理解してよろしいでしょうか。どうですか。

環境担当部長

まさしくそのとおりだと思います。人が集まって、どこの部署が集まればいかという問題じゃなくて、管理体制自体の整備をしていかないといけないんじゃないかと。除染にしろ、そのいろいろな測定にしろ、すべてが多分健康につながっているんじゃないか、そこをきちんと管理できるようところが本来健康管理部門の事務局なり、その組織になってくるんじゃないか。そういった視点でできれば改正していききたいなと考えています。

二階堂剛議員

ぜひそういう形で一貫して取り組めるようにお願いしたいと思います。

それから、2番目の民有地除染の周知方法について改善がされるわけですけど、29日の広報が出されてから現在まで本当に短い期間なんですけど、問い合わせとか申し込みとかという現状、わかればちょっと御報告をお願いしたいと思います。

田居照康議長

次の(3)その他で報告を聞く予定です。

二階堂剛議員

では、1番についてなんですが、教育委員会、これは保健体育課を私は申し上げました。それから保育課、子育て支援課の加入をということなんですが、健康管理となってくると、健康面ということを考えれば、できれば私は市立病院もきちんと位置づけていく必要があるというふうに考えています。実際、電離放射線障害防止規則に基づく健康診査は市立病院でやられているということですので、そういったことを考えれば、正式に決まる中に入ってからなるのか、それともその前段階からかわかりませんが、なるべく早い段階でそういったところの、医療という点を考えれば、医者というか医療機関の知恵というか協力というものを、きちんとやっぱりルートとしてつくっておく必要があるんじゃないかというふうに思って、これは要望させていただきます。

(3) その他

田居照康議長

では、3番目に移ります。その他について執行部の方からお願いします。

放射能対策課長

その他、報告事項といたしまして、執行部より3点ほど報告させていただきたいと思えます。

まず1点目でございますが、民有地除染における住宅の測定・除染について。こちら資料7により御説明させていただきます。まず、1といたしまして、申込書兼同意書郵送受付件数、こちらはまず7月29日に広報まつど特集号でお知らせいたしましたして、その後、新松戸に開設いたしました委託業者へ送付された件数でございます。まず、7月30日郵送で、この日はまだ届いていなくてゼロでございました。その後、8月7日までの約1週間で合計2,907件が送付されております。ちなみに問い合わせ件数でございますが、7月30日から8月7日までの間で、問い合わせ件数、新松戸に開設された業者、それから放射能対策課、合計で463件の問い合わせがされております。問い合わせの内容といたしましては、受付等に関する問い合わせもありましたが、貸し出しの記事も改めて出した関係もあり、貸し出しの件についての問い合わせも寄せられるようになっております。

続きまして、また資料7の1に戻りまして、周知・測定・除染の運用についてということについて簡単に御説明させていただきたいと思えます。

まず、周知につきましては、広報まつど特集号のほかに、小学校、中学校、高校、幼稚園、保育所を通じた周知について、この特集号以外に周知用の配布チラシを別に作成して、各施設を通じて配布する予定でございます。また、町会の回覧板を通じて同じチラシを用いて周知を図っていく予定でございます。

測定については8月9日、昨日より実施を開始しております。測定の優先順位については、小学生以下の子供が居住しているか、市内における放射線量の高低などを総合的に考慮しながら順番を決定してまいります。地区の区分については、各支所の管轄を参考にブロック分けし、取り組んでまいります。予定は、9月末日までの受付期限になっておりますが、9月末日までに受け付けた住宅については、25年1月ごろまでに測定を完了できるように体制を構築してまいります。そのほか、転入者については2月28日まで受け付けをしてまいりますので、そちらについては年度内に測定を完了できるようにしてまいります。測定については、最初は――まず、昨日は試行的に1班で測定をスタートしております。その後、徐々に増やして行って、5班程度の体制で行っていき、軌道に乗れば10班程度の体制を予定しております。除染については、測定の地区の区分と同様のブロックで9月下旬から開始できるように取り組んでまいります。

続きまして2番、測定の流れについてでございます。

測定箇所を選定。こちらについては右側に記載しておりますように全体を見渡して測定箇所の見当をつけていきます。戸建て住宅については、玄関付近、

駐車場、庭、雨樋下などが測定箇所となっていくきます。集合住宅については、エントランス、庭、通路、緑地、プレイロット、駐車場、側溝などが測定箇所となっていくきます。日常的に人の立ち入りが無い場所は、基本的に測定箇所から除いていくという考え方です。

その後、敷地内のスクリーニングを行いまして、測定器をセット、測定、測定値を記録、写真撮影、測定終了ということになります。測定終了の際は、立会者より完了のサインをいただき、複写した記録シートをその場でお渡しするようにいたします。

2枚目につきましては参考資料でございますが、こちらは実際に測定業者が使用する様式でございますが、こういった様式で測定の記録をしまいます。続きまして、報告事項の2点目です。

環境計画課長

手賀沼流域下水道終末処理場における一時保管施設の建設の進捗状況につきまして御報告いたします。

県に確認しましたところ、一時保管施設につきましては10月中の搬入開始を目指して現在準備をしているということでございます。今後、経費ですとか搬入に関する協議を関係自治体と行っていくということでございますので、この協議の中で本市の要望等を伝えてまいりたいと考えてございます。なお、クリーンセンターの飛灰の保管量でございますが、8月6日現在で426.61トン、フレコン・バックの数にして697袋ということになっております。

環境担当部長

続きまして、除染に伴う土壌や側溝汚泥等の一時保管場所の確保に向けての進捗状況を口頭で御報告させていただきます。

ただいま計画課長から手賀沼流域下水道での保管の関係、大体10月目途に県の方は動いているというお話ですけれども、手賀沼は焼却灰のみが保管される公算が大で、除染に伴う土壌などは保管できない公算が、今、大になっております。除染が具体化、本格化するに当たって、市内で汚染土壌等の保管ができる場所を確保すること、これは相変わらずの急務として考えております。

保管につきましては、ことしの3月2日から5日にかけて、議員の皆様、六和クリーンセンターで仮に保管して、その後、新松戸クリーンセンターの跡地を整備して、国が指定廃棄物の処理場を確保するまでの間、そこで一時保管することが市有地全体を見渡しても一番安全で効率的であると、そういった判断をお示しさせていただきました。それについては変更ございません。

その判断に基づきまして、3月以降、保管場所の候補地である六和クリーンセンター及び新松戸クリーンセンター周辺の地元の代表の方と擦り合わせを重ねてまいりました。それで、去る8月4日（土曜日）、地元で意見交換をする正式な場を立ち上げることができまして、一応名称が「主水新田、旭町、七右衛門新田、周辺地域地区の将来を話し合う懇談会」という名称の懇談会を立ち上げるところまで話が進んでおります。

構成員としましては、地元側は3地区の町会長、副会長、農家組合長の9名

で、市側といたしましては、都市整備本部長、市民環境本部長、あと関連課長、計10名、そういったメンバーで立ち上げております。ただ、地元側につきましては、今後、出荷組合長なども加えてほしいという話が出たので、構成員については少し流動的になる可能性が残っています。なお、地元の皆様とは単に除染に伴う土壌の保管についての意見交換だけではなく、六和クリーンセンター、新松戸クリーンセンターの跡地利用を含めた当該地域の将来像をまちづくりの視点で話し合う場としてこの懇談会を設置していく、そういったような合意がとれてございます。

地元との懇談会は、まず、除染したものの置き場はなるべく早目に話を進めていかなきゃいけませんので、当初、月大体1回から2回、最低でも2回ぐらいは開くようなことになっていくのではないかと考えております。懇談内容などにつきましては、今後また機会があるごとにこちらの協議会の方でも細かく御報告させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

田居照康議長

事務局の方は発言なし。議員の皆さん何かありますか。

宇津野史行議員

民有地の測定・除染についてということで、今、御説明をいただきありがとうございました。資料7の下段から四つ上のところですね。測定器をセットし、測定するという事なんですが、測定を1センチメートルの高さでやることは、どういうことで1センチでやることにしたんですかねということが一つ。それから、次のページの参考資料で、測定機器なんですが、アロカのTCS172Bを使うということなんですが、これを見ると、この器械、私も使っているのを実は見たことがあって、URがこれを使っているんですね。URの測定にちょっと私も立ち会ったものですから。それを見ると、10秒ぐらいでもうぴたっと数字が出るんですね。だから、ああ、すごいなと思ったんですが。一方で、ものすごく数字がブレたところがあったんです。例えば0.2マイクロシーベルトぐらいから0.26マイクロシーベルトとか、0.06マイクロシーベルトぐらいずっとブレているんです。一定安定しないところがあって。その担当者も「珍しいですね。こんなブレているなんて珍しいよ、普通ぴたっと決まるんですよね」なんて。結局そこはブレていたんで、何か秒数をはかってぴたっとそのときの数字で記録したりしてたんですよ。でも最大はもっとあるわけですよ、0.3マイクロシーベルト幾つとかあったりもした、でも最小が0.26マイクロシーベルトぐらいだったりする。その間をとって0.3マイクロシーベルトぐらいかねとかんとかかって、そんなことをやっていました。特殊な形状だった、すり鉢上の砂場だったんですけどね。多分周りに、そこら中の壁とかにもいろいろくっついていて、それで数値が定まらなかったのかなというふうに思っています。

ということは、仮に、ブレるようなケースというのを実際に目にしたものですから、そういう場合は最大値とりますか、最小値とりますか、それとも中間

値とりますか。0.25マイクロシーベルトが最高で0.19マイクロシーベルトが最低だったら、最低値とられちゃったら除染対象にしませんよとかという話になっちゃいますよね。これはどういうふうに考えたらいいのかな。細かいことですが二つお願いします。

放射能対策課長

まず1点目の御質疑で、1センチをなぜはかるかということなのですが、これはガイドラインでの記載がありまして、目的としては汚染の密度を測定する目的で、1センチをはかるというのはガイドラインに記載されていることとございます。ですから、0.23マイクロシーベルト、除染の目安基準とはまた別—0.23マイクロシーベルトについては50センチ、1メートルで0.23マイクロシーベルトあるかないかというのが除染の目安ですが、それとは別もので、ガイドラインに記載されている密度を、除染をするための密度を調べるために測定するということとございます。ガイドラインに記載されているものということとです。

それから、アロカの172の機種ということですが、こちらは、今回測定を委託しているのが分析業者でありまして、この業者が使用している器械がアロカの172でございます。この器械というのは、シンチレーションのエネルギー補償型、要は簡易測定器とは違って移動型の機種としては最高のグレードの機種であります。ということで、本市で貸し出し用で使用しているHORIAのラディも、シンチレーションではあるわけなんです、エネルギー補償型ではないということで、これよりもずっとグレードは上の機種でございます。一般的に今の除染委託を請け負っている業者などが使用している機種も、貸し出し用機器と同じHORIAの機種が多いわけなんです。それよりも確かな機種であることは間違いないということと言えるわけなんです、0.2マイクロシーベルトから0.06マイクロシーベルト、このブレについてちょっと原因というのは、何か出ている可能性があるとか、いろいろ考えられるのですが、ちょっと原因はわかりません。ただ、こういう場合がもし発生した場合の扱いについては、基本的には平均値をとっていくというのが基本です。ですから、通常、公共施設の測定について、昨年からやっておりました公共施設の測定、30秒ごとに5回の平均をとっております。こういうもしブレが出た場合というのは、同じような5回程度の平均値をとるのがやはり基本になると考えられます。

宇津野史行議員

わかりました。実際その砂場以外ではそういうブレが同じ機種でも生じなかったもので、非常に特殊な感じだったんです。ほかの公園をはかって、「ここ初めてだ」なんて言われたものですから。ただ、事実そういったことがあったので、今後、戸建住宅であれば、本当に公園をはかりましたとか広場をはかりましたというのと全く条件の違うような測定ポイントになるでしょうし、木から離れましょうとかそういう話、無理なところあるわけですね、壁から5メートル以上離れましょうとか。ちょっとこのあたりで、ある程度そのブレが生

じたときの取り扱いの仕方は私も想定していなかったんですけれども、そういうことがあるので、ぜひ一律の基準のようなもの、ちょっと今おっしゃったようなことで統一していただきたいなと思っています。

鈴木大介議員

まちづくりの視点で話し合っていく懇談会というお話があって、これは放射能の土壌汚染の話だけではなくて、ごみ処理基本計画の、今、変更が行われている中での総合的な未来の焼却施設の話も含んでいると考えていいんですかね。

環境担当部長

この、今、置こうとしている六和クリーンセンター、新松戸クリーンセンター、ここの跡地利用を含めた当該地域の将来像の検討ということに限定されると思います。ただし、六和クリーンセンターというのは、今、清掃工場の位置づけの廃工場になっていますので、その後、市としてはやはり例えば清掃関連の施設で使いたいよとか、そういった話は今後地元と話をしていく可能性は出てまいります。

鈴木大介議員

その懇談会の中で。

環境担当部長

はい、その中で。ですから、その話し合いの影響というのは、少なくともごみ処理基本計画の施設整備の将来像には影響が出てくるだろうとは考えております。ただ、非常にごみ処理基本計画、今年度の見直しですので、そこまでにそういったはっきりした結論が出るかどうかというのは、非常にまだ不明でございます。

鈴木大介議員

ありがとうございました。すごく興味深いことを聞けて。汚染土壌とか、だれもが来てほしくないものです。日暮クリーンセンターのとき僕も質問しましたけど。ただ、どこかになければならない施設で。恐らく、今、病院の問題がすごく一番大きな問題なんですけど、次はどこかにやっぱり焼却施設なきゃいけないというところが松戸市の大きな課題になってくるかなと思うので、議会との情報共有というのを切にお願いいたします。

山中啓之議員

今の同じ懇談会についてなんですけれども、これは設置要綱があれば教えていただきたいんですけれども、構成員はわかりましたけれども、この話し合う内容の範囲及び公開はされていくんでしょうか、今後。どのような方向性で考えていらっしゃるかだけでも教えていただければ幸いです。

あと、手賀沼流域と一時保管について、それぞれ近況報告ありがとうございました。では、お願いします。

環境担当部長

地元の方とのすり合わせの中で、構成員というのは大体決まったんですけども、あとその討議内容、懇談内容につきましては、まず第1番目で除染したものの置き場についての合意形成に向けての情報交換、次にその置き場として、その役目を果たし終わった後の、特に新松戸クリーンセンター、六和クリーンセンター、そこの跡地利用。その跡地利用に含めて周辺のまちづくり像、その2点を継続して話し合っていくということでお話は進めております。ただし、まだ具体的なその会の規約とか、そこまではでき上がっておりません。

もう一つ地元に対してお約束しているのは、きちんとした議事録をつくって、何か市が約束した場合は協議文書なりをきちんと残す、そういったことは約束しておりますので、なるべく早目にそういったものをまとめた懇談会の規約的なものをつくっていきたいと考えております。

山中啓之議員

半ば喜びつつ再質問しますが、松戸市は今回の汚染、灰の問題など、以前のこちらの協議会だったと思いますけれども、お話しさせていただいたんですけども、情報の公開のあり方において非常に遅れをとったと私は認識しております。長野県中野市の問題なんかですね。この主水新田、旭町、七右衛門新田の方々は入っていらっしゃるのでいいんですけども、当然隣まちは何やっているんだということになったときに、隣人は知らない、あるいは一部の方々、地元の方しか知らないでは、やはり困る時期が来てしまうんだと思いますので、規約がまだできていないとのことでしたが、議事録は残すということでしたので、基本的には、情報公開の時代ですから、なるべくオープンの方で、議事録も早く迅速に作成して公開する、できれば市民の方にも別に隠すものじゃないので、傍聴ぐらいは意見言えなくても可能にするべきじゃないのかなと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

環境担当部長

多分、その地元の方と次回会ったときにそういった話は煮詰められると思います。

山中啓之議員

市のスタンスはいかがですか。

環境担当部長

市のスタンスとしては、もう当然こういってところでお話ししていますので、あの地域に市が置きたいというところは、ある意味ではもう公にしてよろしいんじゃないかと。ただ、そこから先、例えば地元と市の協議会ですので、いろいろ地元の事情もその協議会の中では話が出てくると思います。それについて地元の方が公開していいという、そういった意思をお示しいただけない限り、その会議の公開については地元側の意見をきっちり聞きたいと考えております。

山中啓之議員

了解しました。もちろん地元の方々の意見を第一に聞くというのは筋だと思えますが、地元の方だけが、例えば非公開にしたとき、地元の方は満足、御納得されるけれども、その周辺からより大きな不満や心配などが出てしまっただけでは市益に反すると思えますので、なるべく公開する時代の流れに合わせた方法を推進していただいて、公開したほうが地元の皆さんもいろいろとやりやすくなるよというような御説明の仕方で行われて、最終的には協議して決められることを要望させていただきます。

といいますのは、今回、フレコンバッグ買いますよね、長期保管に備えて。ということは、もうこれ予算も出ていることですし、短期、一度保管といえども結構長期になるからしっかりしたものを買うんだという、執行部からそういう説明を受けているんです。ということは、そういう計画ですとかいろんなものに影響してくるんですね。ただこの場所、置くところだけの話ではないような認識を私はしておりますので、早期にそういったことは確認をして、しっかりと位置づけをするべきだと思いますので、要望で結構です、強く要望します。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長 散会 宣告

午後 4 時 2 5 分